

仕 様 書

1. 業務名 小・中学校遊具等点検業務
2. 業務場所 別紙 2 の実施箇所一覧表のとおり
3. 業務期間 契約締結日から令和 8 年（2026 年）1 2 月 1 8 日まで
4. 業務内容 遊具の定期点検及び報告書の作成を行うものとする。

（1）遊具の点検

遊具の点検は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）」（令和 6 年 6 月国土交通省）に基づき、一般社団法人日本公園施設業協会の認定する公園施設点検管理士又は公園施設点検技士、一般社団法人全国こども支援協議会の認定する遊具点検士、一般社団法人日本子ども学育協会の認定する遊具施設診断士のいずれかの資格を有する専門技術者が実施すること。ただし、遊具種別番号表（34, 35, 36, 37, 41, 42, 64、74）の点検については、この限りでない。

また、点検に併せて軽微な補修（注油・締め直し）を行うこと。

遊具の状態がわかるよう写真を撮影すること。撮影方法は、全景に加え不良個所については、部位ごとに点検状況・損傷の程度が確認できるものとし、かつ、応急処置を行った際はその状況について、撮影すること。

（2）業務実施体制

受注者は、点検の実施前までに、業務体制表を作成の上、点検を実施する者の資格証の写しを添付して、発注者に提出すること。

（3）応急措置

遊具の点検により、利用者に危険が生じる恐れがあり、「使用禁止の緊急措置が必要」と判断された場合は、当該遊具等が使用できないよう使用（立

入) 禁止措置を講じ、直ちに発注者及び施設管理者(学校長)へ報告すること。

(4) 点検結果及び判定

点検結果については、遊具ごとに「様式2 遊具等点検表」に取りまとめ、遊具の安全性及び塗装の状態について、判定を行うこと。判定基準は、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)健全度調査・判定事例集」(平成24年4月国土交通省)を参考に、発注者と協議の上決定すること。

また、点検時に撮影した写真(全景、不良箇所、応急措置)を添付すること。

なお、「様式2 遊具等点検表」の様式については、受注者の提案により発注者と協議の上、変更できるものとする。

(5) 報告書の作成

遊具等点検表を基に、各学校ごとに一覧表「様式1 遊器具等の設置状況調査表」及び図面「遊具箇所図面(様式1添付)」を作成すること。

また、各学校ごとに不良箇所一覧表「様式3 不良箇所等処置状況報告書」及び写真「状況写真(様式3添付)」を作成し、原因と今後遊具等を管理する上で必要となる対応(補修等の処置)を記載すること。

5. 点検数量 別紙3 小・中学校遊具等施設数量表のとおりとする。

遊具の数量は参考数量とする。

6. 提出書類

(1) 様式1 遊器具等の設置状況調査表・遊具箇所図面(様式1添付)

本庁管内1部、旧四町管内2部

(2) 様式2 遊具等点検表 本庁管内1部、旧四町管内2部

(3) 様式3 不良箇所等処置状況報告書 1部

(4) 点検作業者選任通知書 1部

(5) 業務完了通知書 1部

(6) (1) から (5) に示す書類の電子データ 1部

(形式は Excel ファイルとし、DVD-R 等に保存したもの。)

7. その他

(1) 点検に当たっては、前年度実施した「小・中学校遊具等点検業務」の成果物を貸与することとし、遊具の整理番号・設置場所等の把握をすること。

(2) 点検の結果、前年度と現地の状況が異なる場合は、新たに整理番号を付し、各様式に反映すること。

(3) 点検により遊具に危険箇所が発見された場合は、速やかに使用停止あるいは応急措置を行い、直ちに発注者に連絡をとり指示を受けること。

(4) 点検に入る場合は、学校との連絡調整をよく行うこと。

(5) 点検結果のうち、不良箇所（応急措置を行ったものを含む）については、不良箇所一覧表「様式3 不良箇所等処置状況報告書」を令和8年（2026年）10月30日までに提出すること。

(6) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく 環境に関する特記事項は、別紙4 特記仕様書(環境編簡易)のとおりとする。

(7) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙5 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。